

監査報告書

令和2年5月20日

学校法人 工学院大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人工学院大学

監事

久慈英樹 

監事

松本 香 

私たちは学校法人工学院大学の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人工学院大学寄附行為第28条に基づき、同法人の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日）における業務若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況について監査を行いました。

1、監査方法の概要

私たちは理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、内部監査室からも報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し業務及び財産の状況について監査を行いました。また、会計監査人より監査の計画、方法について説明を受け、監査結果について報告を受けました。

2、監査の結果

(1) 学校法人工学院大学の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

(2) 資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録ならびに収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書は学校法人の財政状態及び経営状況を、事業報告書は学校法人の状況を、法令若しくは寄附行為に従い正しく表示していることを認めます。

(3) 理事の業務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

以上